

市民活動に関する他市の参考条文	市民活動に関する他市の参考条文	条例に盛り込む要素（事務局案）
<p><b>【久留米市市民活動を進める条例】</b> （市民公益活動団体の役割）</p> <p>第5条 市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、自らが有する専門性、迅速性、柔軟性等の特長を生かし、地域社会が抱える課題等の解決に取り組むものとする。</p> <p>2 市民公益活動団体は、自らの活動についての積極的な情報発信、当該団体の情報についての公表（当該団体の情報についての公表が義務付けられている場合も含む。）その他の必要な活動を通じて当該団体の活動について多くの市民の理解並びに参画及び参加が得られるよう努めるとともに、市民活動の活性化に取り組むものとする。</p> <p><b>【山口市まちづくり基本条例】</b> （市民活動団体の役割）</p> <p>第14条 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体（以下「市民活動団体」という。）は、市民活動の持つ社会的意義を自覚するとともに、自らの持つ知識、専門性等を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>3 市民活動団体は、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>（市民活動の推進）</p> <p>第15条 市民は、市民活動への理解を深め、その活動に自発的かつ自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>（市民活動への支援）</p> <p>第16条 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対してまちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等必要な支援をするものとする。この場合において、市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重しなければならない。</p>	<p><b>【近江八幡市協働のまちづくり基本条例】</b> （市民公益活動）</p> <p>第29条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な支援策を講じるよう努めなければならない。</p> <p><b>【加須市協働によるまちづくり推進条例】</b> （志縁組織の役割と責務）</p> <p>第13条 志縁組織は、地域における市民活動の社会的意義を評価しつつ、自らの持つ専門的知識や得意活動分野における経験などを生かしながら、協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 志縁組織は、積極的に市民等や地域の課題解消に取り組むさまざまな市民活動団体と情報交換を行いながら活動の輪を広げ、活動内容が市民等に理解されるよう努めるとともに、同一の目的意識を持つ誰もが加入できるような組織づくりに努めるものとする。</p>	<p><b>【市民活動団体の役割】</b></p> <p>○自主的かつ自発的な非営利の公益的活動を行う市民活動団体は、その特性と専門性を生かした市民活動の推進を図る</p> <p>○市民活動団体は、自らの活動が広く市民に理解され活動の輪が広がるよう情報発信に努める</p> <p>○市民活動団体は、他の市民活動団体及び市と連携を図るよう努める</p> <p><b>【市民活動への支援】</b></p> <p>○市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民に対し市民活動団体の活動の周知啓発を推進する</p> <p>○市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場で連携協力を図り、市民活動団体の交流促進を推進する</p> <p>○市は、市民活動団体の活動を促進するための適切な支援策を講じるよう努める</p>